

### 人的安全管理措置

人的安全管理措置とは、従業者に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行うことをいう。人的安全管理措置には以下の事項が含まれる。

雇用及び契約時における非開示契約の締結  
従業者に対する教育・訓練の実施

なお、管理者が定めた規程等を守るように監督することについては、法第21条を参照のこと。

#### 【人的安全管理措置として講じることが望まれる事項】

雇用及び契約時における非開示契約の締結をする上で望まれる事項

- 従業者の採用時又は委託契約時における非開示契約の締結  
雇用契約又は委託契約等における非開示条項は、契約終了後も一定期間有効であるようにすることが望ましい。
- 非開示契約に違反した場合の措置に関する規程の整備  
個人データを取り扱う従業者ではないが、個人データを保有する建物等に立ち入る可能性がある者、個人データを取り扱う情報システムにアクセスする可能性がある者についてもアクセス可能な関係者の範囲及びアクセス条件について契約書等に明記することが望ましい。なお、個人データを取り扱う従業者以外の者には、情報システムの開発・保守関係者、清掃担当者、警備員等が含まれる。

従業者に対する周知・教育・訓練の実施する上で望まれる事項

- 個人データ及び情報システムの安全管理に関する従業者の役割及び責任を定めた内部規程等についての周知
- 個人データ及び情報システムの安全管理に関する従業者の役割及び責任についての教育・訓練の実施
- 従業者に対する教育・訓練が必要かつ適切に実施されていることの確認

### 物理的安全管理措置

物理的安全管理措置とは、入退館（室）の管理、個人データの盗難の防止等の措置をいう。物理的安全管理措置には以下の事項が含まれる。

入退館（室）管理の実施  
盗難等に対する対策  
機器・装置等の物理的な保護

#### 【物理的安全管理措置として講じることが望まれる事項】

入退館（室）管理の実施の上で望まれる事項

- 個人データを取り扱う業務の、入退館（室）管理を実施している物理的に保護された室内での実施
- 個人データを取り扱う情報システム等の、入退館（室）管理を実施している物理的に保護された室内等への設置

盗難等に対する対策の上で望まれる事項

- 離席時の個人データを記した書類、媒体、携帯可能なコンピュータ等の机上等への放置の禁止
- 離席時のパスワード付きスクリーンセイバ等の起動
- 個人データを含む媒体の施錠保管
- 氏名、住所、メールアドレス等を記載した個人データとそれ以外の個人データの分離保管
- 個人データを取り扱う情報システムの操作マニュアルの机上等への放置の禁止

機器・装置等の物理的な保護の上で望まれる事項

- 個人データを取り扱う機器・装置等の、安全管理上の脅威（例えば、盗難、破壊、破損）や環境上の脅威（例えば、漏水、火災、停電）からの物理的な保護

#### 技術的安全管理措置

技術的安全管理措置とは、個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置をいう。技術的安全管理措置には、以下の事項が含まれる。

個人データへのアクセスにおける識別と認証

個人データへのアクセス制御

個人データへのアクセス権限の管理

個人データのアクセスの記録

個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策

個人データの移送・通信時の対策

個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策

個人データを取り扱う情報システムの監視

#### 【技術的安全管理措置として講じることが望まれる事項】

個人データへのアクセスにおける識別と認証を行う上で望まれる事項

- 個人データに対する正当なアクセスであることを確認するためにアクセス権限を有する従業者本人であることの識別と認証（例えば、ID とパスワードによる認証、生体認証等）の実施

ID とパスワードを利用する場合には、パスワードの有効期限の設定、同一又は類似パスワードの再利用の制限、最低パスワード文字数の設定、一定回数以上ログインに失敗した ID を停止する等の措置を講じることが望ましい。

- 個人データへのアクセス権限を有する各従業員が使用できる端末又はアドレス等の識別と認証（例えば、MAC アドレス認証、IP アドレス認証等）の実施

#### 個人データへのアクセス制御を行う上で望まれる事項

- 個人データへのアクセス権限を付与すべき従業員数の最小化
- 識別に基づいたアクセス制御（パスワード設定をしたファイルが誰でもアクセスできる状態は、アクセス制御はされているが、識別がされていないことになる。このような場合には、パスワードを知っている者が特定され、かつ、アクセスを許可する者に変更があるたびに、適切にパスワードを変更する必要がある）
- 従業員に付与するアクセス権限の最少化
- 個人データを格納した情報システムへの同時利用者数の制限
- 個人データを格納した情報システムの利用時間の制限（例えば、休業日や業務時間外等の時間帯には情報システムにアクセスできないようにする等）
- 個人データを格納した情報システムへの無権限アクセスからの保護（例えば、ファイアウォール、ルータ等の設定）
- 個人データにアクセス可能なアプリケーションの無権限利用の防止（例えば、アプリケーションシステムに認証システムを実装する、業務上必要となる従業員が利用するコンピュータのみに必要なアプリケーションシステムをインストールする、業務上必要な機能のみメニューに表示させる等）

情報システムの特権ユーザーであっても、情報システムの管理上個人データの内容を知らなくてもよいのであれば、個人データへ直接アクセスできないようにアクセス制御をすることが望ましい。

特権ユーザーに対するアクセス制御については、トラステッドOS やセキュアOS 等の利用が考えられる。

- 個人データを取り扱う情報システムに導入したアクセス制御機能の有効性の検証（例えば、ウェブアプリケーションの脆弱性有無の検証）

#### 個人データへのアクセス権限の管理を行う上で望まれる事項

- 個人データにアクセスできる者を許可する権限管理の適切な実施（例えば、個人データにアクセスする者の登録を行う作業担当者が適切であることを十分に審査し、その者だけが、登録等の作業を行えるようにする）

- 個人データを取り扱う情報システムへの必要最小限のアクセス制御の実施

#### 個人データへのアクセスの記録を行う上で望まれる事項

- 個人データへのアクセスや操作の成功と失敗の記録（例えば、個人データへのアクセスや操作を記録できない場合には、情報システムへのアクセスの成功と失敗の記録）
- 採取した記録の漏えい、滅失及びき損からの適切な保護  
個人データを取り扱う情報システムの記録が個人情報に該当する場合があることに留意する。

#### 個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策の実施の上で望まれる事項

- ウイルス対策ソフトウェアの導入
- オペレーティングシステム（OS）、アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア（いわゆる、セキュリティパッチ）の適用
- 不正ソフトウェア対策の有効性・安定性の確認（例えば、パターンファイルや修正ソフトウェアの更新の確認）

#### 個人データの移送（運搬、郵送、宅配便等）・通信時の対策の上で望まれる事項

- 移送時における紛失・盗難した際の対策（例えば、媒体に保管されている個人データの暗号化）
- 盗聴される可能性のあるネットワーク（例えば、インターネットや無線LAN等）で個人データを通信（例えば、本人及び従業員による入力やアクセス、メールに添付してファイルを送信する等を含むデータの転送等）する際の、個人データの暗号化

#### 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策の上で望まれる事項

- 情報システムの動作確認時のテストデータとして個人データを利用することの禁止
- 情報システムの変更時に、それらの変更によって情報システム又は運用環境のセキュリティが損なわれないことの検証

#### 個人データを取り扱う情報システムの監視を行う上で望まれる事項

- 個人データを取り扱う情報システムの使用状況の監視
- 個人データへのアクセス状況（操作内容も含む）の監視  
個人データを取り扱う情報システムを監視する内容が個人情報に該当する場合があることに留意する。

### 3) 従業員の監督（法第21条関連）

#### 法第21条

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

個人情報取扱事業者は、第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。

なお、「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員も含まれる。

#### 【従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合】

事例1) 従業者が、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを、予め定めた間隔で定期的を確認せず、結果、個人データが漏えいした場合

事例2) 内部規程等に違反して個人データが入ったノート型パソコンを繰り返し持ち出し、それを放置した結果、紛失し、個人データが漏えいした場合

#### 【従業者のモニタリングを実施する上での留意点】

個人データの取り扱いに関する従業者及び委託先の監督、その他安全管理措置の一環として従業者を対象とするビデオ及びオンラインによるモニタリング（以下「モニタリング」という）を実施する場合は、次の点に留意する。

その際、雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する重要事項を定めるときは、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて、協議を行うことが望ましい。また、その重要事項を定めたときは、労働者等に周知することが望ましい。

なお、本ガイドライン及び厚生労働省告示第 号「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」第三九（一）に規定する雇用管理に関する個人情報の取り扱いに関する重要事項とは、モニタリングに関する事項等をいう。

- モニタリングの目的、即ち取得する個人情報の利用目的をあらかじめ特定し、社内規程に定めるとともに、従業者に明示すること。
- モニタリングの実施に関する責任者とその権限を定めること。
- モニタリングを実施する場合には、あらかじめモニタリングの実施について定めた社内規程案を策定するものとし、事前に社内に徹底すること。
- モニタリングの実施状況については、適正に行われているか監査、又は確認を行うこと。

#### 4) 委託先の監督（法第22条関連）

##### 法第22条

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、受託者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。

「必要かつ適切な監督」には、委託契約において委託者である個人情報取扱事業者が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込むとともに、当該契約の内容が遵守されていることを、予め定めた間隔で定期的に確認することも含まれる。

また、委託者が受託者について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、受託者が再委託をした際に、再委託先が適切といえない取扱いを行ったことにより、何らかの問題が生じた場合は、元の委託者がその責めを負うことがあり得るので、再委託する場合は注意を要する。

##### 【受託者に必要かつ適切な監督を行っていない場合】

- 事例1) 個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も定期的に把握せず外部の事業者へ委託した場合、受託者が個人データを漏えいした場合
- 事例2) 個人データの取扱いに関して定めた安全管理措置の内容を受託者に指示せず、結果、受託者が個人データを漏えいした場合
- 事例3) 再委託の条件に関する指示を受託者に行わず、かつ受託者の個人データの取扱状況の確認を怠り、受託者が個人データの処理を再委託し、結果、再委託先が個人データを漏えいした場合

##### 【個人データの取扱いを委託する場合に契約書への記載が望まれる事項】

- 委託者及び受託者の責任の明確化
- 個人データの安全管理に関する事項
  - 個人データの漏えい防止、盗用禁止に関する事項
  - 委託契約範囲外の加工、利用の禁止
  - 委託契約範囲外の複写、複製の禁止
  - 委託処理期間
  - 委託処理終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項
- 再委託に関する事項
  - 再委託を行うにあたっての委託者への文書による報告

- 個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度
- 契約内容が遵守されていることの確認
- 契約内容が遵守されなかった場合の措置
- セキュリティ事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

#### (4) 第三者への提供（法第23条関連）

##### 法第23条第1項関連

個人情報取扱事業者は、あらかじめ<sup>1</sup>、本人の同意を得<sup>2</sup>ないで、個人データを第三者に提供してはならない（1.(4) 電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。）。同意の取得に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すこと。

1 「あらかじめ」とは、「個人データの第三者への提供にあたりあらかじめ」をいう。

2 「本人の同意を得（る）」については、1.(10)参照。

【第三者提供とされる事例】（ただし、法第23条第4項各号の場合を除く。）

- 事例1) 親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合
- 事例2) フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合
- 事例3) 同業者間で、特定の個人データを交換する場合
- 事例4) 外国の会社に国内に居住している個人の個人データを提供する場合

【第三者提供とされない事例】（ただし、利用目的による制限がある。）

事例) 同一事業者内で他部門へ個人データを提供すること。

ただし、以下の場合は本人の同意なく第三者への提供を行うことができる。

##### ・法第23条第1項第1号関連

###### 法第23条第1項第1号

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合

法令に基づいた個人データを提供する場合は、本人の同意なく第三者への提供を行うことができる。

事例は、2.(1) .と同様。

#### 【追加事例】

事例)法第42条第3項に基づき認定個人情報保護団体が対象事業者に資料提出等を求める場合

#### . 法第23条第1項第2号関連

##### 法第23条第1項第2号

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

人（法人を含む。）の生命又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（他の方法により、当該権利利益の保護が十分可能である場合を除く。）は、本人の同意なく第三者への提供を行うことができる。

事例は、2.(1) .と同様。

#### . 法第23条第1項第3号関連

##### 法第23条第1項第3号

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。

公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（他の方法により、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成が十分可能である場合を除く。）は、本人の同意なく第三者への提供を行うことができる。

事例は、2.(1) .と同様。



## ・法第23条第1項第4号関連

### 法第23条第1項第4号

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

国の機関等が公的な事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人の同意なく第三者への提供を行うことができる。

事例は、2.(1) .と同様。

## 法第23条第2項関連

個人情報取扱事業者は、第三者提供におけるオプトアウト<sup>1</sup>を行っている場合には、本人の同意なく、個人データを第三者に提供することができる。

1「第三者提供におけるオプトアウト」とは、提供にあたりあらかじめ、以下の . ~ .の情報を、本人に通知する又は本人が容易に知り得る状態に置いておく<sup>2</sup>とともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをいう。

2「本人が容易に知り得る状態」については、1.(11)参照。

### 【オプトアウトが認められている事例】

事例1) 住宅地図業者(表札を調べて住宅地図を作成し、販売(不特定多数への第三者提供))

事例2) データベース事業者(ダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売)

## ・法第23条第2項第1号関連

### 法第23条第2項第1号

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に

提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。

第三者への提供を利用目的とすることをあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

#### ・法第23条第2項第2号関連

##### 法第23条第2項第2号

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じ、当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 二 第三者に提供される個人データの項目

第三者に提供される個人データの項目をあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

事例1) 氏名、住所、電話番号

事例2) 氏名、商品購入履歴

#### ・法第23条第2項第3号関連

##### 法第23条第2項第3号

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じ、当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 三 第三者への提供の手段又は方法

第三者への提供の手段又は方法をあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 事例 1 ) 書籍として出版
- 事例 2 ) インターネットに掲載
- 事例 3 ) プリントアウトして手交等

#### ・ 法第 23 条第 2 項第 4 号関連

##### 法第 23 条第 2 項第 4 号

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

#### 法第 23 条第 4 項関連

以下の . ~ . の場合は、第三者には該当しないため、本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、情報の提供を行うことができる。

#### ・ 法第 23 条第 4 項第 1 号関連

##### 法第 23 条第 4 項第 1 号

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。

個人データの取り扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合は、第三者に該当しない。

個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課される。(法第 22 条関連)

事例 1 ) データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを渡す場合

事例 2 ) 百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを渡す場合

## ・法第23条第4項第2号関連

### 法第23条第4項第2号

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

合併、分社化、営業譲渡等により事業が承継され個人データが移転される場合は、第三者に該当しない。

譲渡後も、個人データが譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

事業の承継が行われる以前に、自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、第三者提供となるため、注意する必要がある。

事例1) 合併、分社化により、新会社に個人データを渡す場合

事例2) 営業譲渡により、譲渡先企業に個人データを渡す場合

## ・法第23条第4項第3号関連

### 法第23条第4項第3号

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、以下のア)～エ)の情報をあらかじめ<sup>1</sup>本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合は、第三者に該当しない。

下記ア)イ)については、変更することができないが、ウ)エ)については、本人が想定することが困難でない範囲内で変更することができ、変更後、本人に通知又は本人の容易に知り得る状態に置かなければならない。

1 「あらかじめ」とは、「個人データの共同利用にあたりあらかじめ」をいう。

事例1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合

事例2) 親子兄弟会社の間で利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例3) 外国の会社と利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

#### ア) 共同して利用される個人データの項目

事例1) 氏名、住所、電話番号

事例2) 氏名、商品購入履歴

イ) 本人からみてその外延が明確である程度の共同利用者の範囲(外延が明確である限りは、必ずしも個別列挙が必要ない場合もある。)

ウ) 利用する者の利用目的(別々の利用目的で利用することはできない。)

エ) 開示等の求め及び苦情を受け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称(共同利用者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する事業者を、「責任を有する者」といい、共同利用者の内部の担当責任者をいうのではない。)

#### 法第23条第5項

個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

#### 雇用管理に関する個人データ関連

個人データの第三者への提供のうち、雇用管理に関するものについては、次に掲げる事項に留意することが望ましい。

ここでいう雇用管理に関する個人データの第三者への提供とは、従業員の子会社への出向に際して、出向先に当該従業員の人事考課情報等の雇用管理に関する個人データを提供する場合や、派遣契約の締結に際して、契約締結前に、技術者の能力に関する情報等の雇用管理に関する個人データを提供する場合を指すものである。

このため、あらかじめ公表又は販売する目的で、企業から、その従業員の氏名、役職等の個人データの提供を受け、当該情報をデータベース化し、公表、販売するような場合はこの限りではない。

- ・ 提供先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。
- ・ 当該個人データの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって事業者の

了承を得ること。

- ・提供先における保管期間等を明確化すること。
- ・利用目的達成後の個人データを返却し、又は破棄し若しくは削除し、これと併せてその処理が適切かつ確実になされていることを事業者において確認すること。
- ・提供先における個人データの複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること。

#### (5) 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等 (法第24条～第30条関連)

##### 1) 保有個人データに関する事項の公表等(法第24条関連)

###### 法第24条第1項関連

個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、以下の情報を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)<sup>1</sup>に置かなければならない。

法施行前から保有している個人情報については、法施行時に個人情報の取得行為がなく、法第18条の規定が適用されないので、法施行時に法第24条第1項の措置を講ずる必要がある。

1「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」については、1.(12)参照。

###### ・法第24条第1項第1号関連

###### 法第24条第1項第1号

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

個人情報取扱事業者の氏名又は名称を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

###### ・法第24条第1項第2号関連

###### 法第24条第1項第2号

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければなら

ない。

二 すべての保有個人データの利用目的(第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)

すべての保有個人データの利用目的(ただし、一定の場合<sup>2</sup>及び1.(4) 電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。)を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。(法第15条以下で用いられる個人情報に関する「利用目的」に同じ。)

2「一定の場合」とは、以下をいう。

- ア) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合(事例は2.(2)と同様)
- イ) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合(事例は2.(2)と同様)
- ウ) 国の機関等が公的な事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合(事例は2.(2)と同様)

#### ・法第24条第1項第3号関連

##### 法第24条第1項第3号

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

三 次項、次条第1項、第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続(第30条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

保有個人データの利用目的の通知及び保有個人データの開示に係る手数料の額(定めた場合に限る)並びに開示等の求め<sup>3</sup>の手続を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第16条及び同法施行令(平成12年政令第41号)第13条第1項第1号に基づく開示請求に係る手数料は300円である。(開示実施手数料は別途発生)

3「開示等の求め」とは、保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの利用の停止又は消去、保有個人データの第三者への提供の停止の求めをいう。

## ・ 法第 24 条第 1 項第 4 号関連

### 法第 24 条第 1 項第 4 号

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

### 政令第 5 条

法第 24 条第 1 項第 4 号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 二 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

保有個人データの取扱いに関する苦情及び問い合わせの申出先（個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体<sup>4</sup>に所属している場合は、その団体の名称及び申出先も含む。）を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

### 4 「認定個人情報保護団体」制度について

苦情処理業務等、個人情報の適正な取扱いの確保を目的として業務を行う民間団体に対し、主務大臣が認定する制度であり、この制度の設置により、当該業務の信頼性を確保し、民間団体による個人情報の保護の推進を図ろうとするものである（法第 37 条以下参照）。

### 法第 37 条第 1 項

個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第 3 号口において同じ。）は、主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する第 42 条の規定による苦情の処理
- 二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

### 法第 37 条第 2 項

前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しな



ければならない。

#### 法第37条第3項

主務大臣は、第1項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

#### 法第42条第1項

認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

#### 法第42条第2項

認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

#### 法第42条第3項

対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

### **法第24条第2項、第3項関連**

個人情報取扱事業者は、以下の場合を除いて、本人から、自己が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知しなければならない。なお、通知しない旨を決定したときも、遅滞なく、本人に通知しなければならない（1.(4) 電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。）

「本人に通知」については、1.(7)参照。

### **・法第24条第2項第1号関連**

#### 法第24条第2項第1号

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

上記の措置により、自己が識別される保有個人データの利用目的が明らかである場合は、この限りではない。

### **・法第24条第2項第2号（第18条第4項第1号）関連**

法第24条第2項第2号

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

二 第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、この限りではない。

(事例は2.(2)と同様)

**・法第24条第2項第2号(第18条第4項第2号)関連**

法第24条第2項第2号

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

二 第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合は、この限りではない。

(事例は2.(2)と同様)

**・法第24条第2項第2号(第18条第4項第3号)関連**

法第24条第2項第2号

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

二 第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合

国の機関等が公的な事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りではない。

(事例は 2 . (2) と同様)

## 2) 保有個人データの開示 (法第 25 条関連)

個人情報取扱事業者は、本人から、自己が識別される保有個人データの開示 (存在しないときにはその旨を知らせることを含む。) を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法 (開示の求めを行った者が同意した方法があるときはその方法<sup>1)</sup>により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない (1 . (4) 電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。)

ただし、開示することにより下記の . ~ . のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、この場合は、その旨を本人に通知<sup>2)</sup>しなければならない。

なお、他の法令の規定により、別途開示の手続が定められている場合には、当該別途の開示の手続が優先されることとなる。

雇用管理情報の開示の求めに応じる手続については、個人情報取扱事業者は、あらかじめ、労働組合等と必要に応じ協議した上で、本人から開示を求められた保有個人データについて、その全部又は一部を開示することによりその業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当するとして非開示とすることが想定される保有個人データの開示に関する事項を定め、労働者等に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

1 「開示の求めを行った者が同意した方法があるときはその方法」について  
開示の方法としては、求めを行った者が同意している場合には電子メール、電話等様々な方法が可能であり、書面の交付による方法は同意がなくても可能との意味である。

また、開示の求めを行った者から開示の方法について特に指定がなく、個人情報取扱事業者が提示した方法に対して異議を述べなかった場合 (電話での開示の求めがあり、必要な本人確認等の後、そのまま電話で問い合わせに回答する場合を含む。) は、当該方法について同意があったものとみなすことができる。開示の求めがあった者からの同意の取り方として、個人情報取扱事業者が開示方法を提示して、その者が希望する複数の方法の中から当該事業者が選択することも考えられる。

2 「本人に通知」については、1 . (7) 参照。

### ・ 法第 25 条第 1 項第 1 号関連

#### 法第 25 条第 1 項第 1 号

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示 (当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。)

以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

#### 政令第6条

法第25条第1項の政令で定める方法は、書面の交付による方法(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)とする。

本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

事例) 医療機関等において、病名等を開示することにより、本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合

#### **. 法第25条第1項第2号関連**

#### 法第25条第1項第2号

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

#### 政令第6条

法第25条第1項の政令で定める方法は、書面の交付による方法(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)とする。

個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

事例1) 検査機関等において、検査情報を開示することにより本人と検査機関との信頼関係を損ない、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

事例2) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

## ・ 法第 25 条第 1 項第 3 号関連

### 法第 25 条第 1 項第 3 号

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

三 他の法令に違反することとなる場合

### 政令第 6 条

法第 25 条第 1 項の政令で定める方法は、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）とする。

他の法令に違反することとなる場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

事例) 金融機関が「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」第 5 4 条第 1 項に基づいて、主務大臣に取引の届出を行っていたときに、当該届出を行ったことが記録されている保有個人データを開示することが同条第 2 項の規定に違反する場合

## 3) 保有個人データの訂正等（法第 26 条関連）

### 法第 26 条第 1 項

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

### 法第 26 条第 2 項

個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

個人情報取扱事業者は、本人から、保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって訂正等を求められた場合には、原則<sup>1</sup>として、訂正等<sup>2</sup>を行い、訂正等を行った場合には、その内容を本人に対し、遅滞なく通知しなければならない（1 .

(4) 電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。)

なお、他の法令の規定により特別の手續が定められている場合には、当該特別の手續が優先されることとなる。

1 「原則」...利用目的から見て訂正等が必要ではない場合や誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、訂正等を行わない旨を本人に通知<sup>3</sup>しなければならない。

2 「訂正等」とは、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除をいう。

3 「本人に通知」については、1.(7)参照。

#### 【訂正を行う必要がない事例】

事例) 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合

#### 4) 保有個人データの利用停止等(法第27条関連)

##### 法第27条第1項

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第17条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

##### 法第27条第2項

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第23条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

##### 法第27条第3項

個人情報取扱事業者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部につ

いて第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

個人情報取扱事業者は、本人から、手続違反<sup>1</sup>の理由により保有個人データの利用停止等<sup>2</sup>が求められた場合には、原則<sup>3</sup>として、当該措置を行わなければならない。なお、利用の停止等を行った場合には、遅滞なく、その旨を本人に通知<sup>4</sup>しなければならない(1.(4) 電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。)

1「手続違反」とは、同意のない目的外利用、不正な取得、又は同意のない第三者提供をいう。

2「利用の停止等」とは、保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止をいう。

3「原則」...違反を是正するための必要な限度を超えている場合や手続違反である旨の指摘が正しくない場合には、利用の停止等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、利用の停止等を行わない旨を本人に通知しなければならない。

4「本人に通知」については、1.(7)参照。

## 5) 理由の説明(法第28条関連)

### 法第28条

個人情報取扱事業者は、第24条第3項、第25条第2項、第26条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部についてその措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

個人情報取扱事業者は、保有個人データの公表・開示・訂正・利用停止等において、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するように努めなければならない。

「本人に通知」については、1.(7)参照。

## 6) 開示等の求めに応じる手続(法第29条関連)

### 法第29条第1項

個人情報取扱事業者は、第24条第2項、第25条第1項、第26条第1項又は第2

7条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

#### 法第29条第2項

個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

#### 法第29条第3項

開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

#### 法第29条第4項

個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

#### 政令第7条

法第29条第1項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開示等の求めの申出先
- 二 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式
- 三 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
- 四 法第30条第1項の手数料の徴収方法

#### 政令第8条

法第29条第3項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人

個人情報取扱事業者は、開示等の求め<sup>1</sup>において、その求めを受け付ける方法として下記の . ~ . の事項を定めることができる。また、その求めを受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いて<sup>2</sup>おこななければならない。（上記(5)保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等<sup>1</sup>）保有個人データに関する事項の公表等参照。）なお、個人情報取扱事業者が、開示等の求めを受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときで、求めを行った者がそれに従わな



かった場合は、開示等を拒否することができる。

1 「開示等の求め」とは、保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの利用の停止又は消去、保有個人データの第三者への提供の停止の求めをいう。

2 「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」については、1 . (12)参照。

#### ・開示等の求めの受付先

・開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式、その他の開示等の求めの受付方法（郵送、FAXで受け付ける等）

・開示等の求めをする者が本人又はその代理人（（ア）未成年者又は成年被後見人の法定代理人、（イ）開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人）であることの確認の方法（ただし、確認の方法は、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の求めの受付方法等に応じ、適切なものでなければならない。）

事例1）本人の場合（来所）：運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート、印鑑証明書と実印

事例2）本人の場合（オンライン）：IDとパスワード

事例3）本人の場合（電話）：一定の登録情報（生年月日等）、コールバック

事例4）本人の場合（郵送）：運転免許証のコピーと住民票

事例5）代理人の場合（来所）：本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート、弁護士の場合は登録番号、代理を示す旨の委任状

#### ・保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法

なお、開示等の求めを受け付ける方法を定めない場合には、自由な申請を認めることとなる。

個人情報取扱事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、自己のデータの特定に必要な事項（住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。なお、本人が容易に自己のデータを特定できるよう、自己の保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便性を考慮しなければならない。

個人情報取扱事業者は、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、必要以上に煩雑な書類を求めことや、求めを受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定すること等して、本人に過重な負担を課することのないよう配慮しなければならない。

## 7) 手数料（法第30条関連）

### 法第30条第1項

個人情報取扱事業者は、第24条第2項の規定による利用目的の通知又は第25条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

### 法第30条第2項

個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

個人情報取扱事業者は、保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定めることができる。また、手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかななければならない。（上記(5)保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等1）保有個人データに関する事項の公表等参照。）

なお、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない（(5)1）参照。

「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」については、1.(12)参照。

## (6) 苦情の処理（法第31条関連）

### 法第31条第1項

個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

### 法第31条第2項

個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うにあたり、苦情処理窓

口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。

なお、必要な体制の整備に当たっては、日本工業規格 JISZ9920「苦情対応マネジメントシステムの指針」を参考にすることができる。

### 3. 民間団体付属の研究機関等における個人情報の取扱いについて

#### 法第50条第1項第3号

個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者学術研究の用に供する目的

民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、個人情報を取り扱う場面があるが、当該機関が学術研究を主たる目的とするものであって、当該活動が学術研究の用に供する目的である場合には、法第50条第1項第3号により、法の適用除外となる。そのため、個人情報の取扱いを含む研究活動を行う、経済産業分野における民間団体付属の研究機関等について、法第50条第1項第3号の考え方を整理する。

民間企業の研究機関等、「研究所」との名称を有している機関であっても、単に製品開発を目的としているものについては、学術研究を主たる目的として活動しているものとはいえないことから、本法の「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しない。

#### 法第50条第1項第3号の考え方

法第50条第1項第3号に規定する「大学その他の学術研究を目的とする機関」とは、学術研究（新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用方法の体系化、先端的な学問領域の開拓等）を主たる目的とする機関である。

そのような機関において、個人情報を取り扱う目的の全部又は一部が、学術研究の用に供する目的である場合には、個人情報取扱事業者としての義務を課されない。

#### 【適用除外となる場合】

事例) 学術研究を主たる目的とする団体付属の研究機関において、個人情報を利用する目的の全部又は一部が学術研究である場合

#### 【適用除外とならない場合】

事例1) 学術研究を主たる目的とする団体付属の研究機関において、個人情報を利用する目的が商品開発情報の分析のみ（学術研究目的を含まない）である場合

事例2) 学術研究を主たる目的としない団体付属の研究機関

## 。「勧告」、「命令」、及び「緊急命令」についての考え方

### 法第34条第1項

主務大臣は、個人情報取扱事業者が第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第2項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

### 法第34条第2項

主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### 法第34条第3項

主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第16条、第17条、第20条から第22条まで又は第23条第1項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### 法第56条

第34条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

### 法第58条第1項

法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### 法第58条第2項

法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

法第34条に規定される経済産業大臣の「勧告（第1項）」「命令（第2項）」及び「緊急命令（第3項）」については、個人情報取扱事業者が本ガイドラインに沿って必要な措置等を講じたか否かにつき判断して行うものとする。

すなわち、本ガイドライン中、「しなければならない」と記載されている規定について、それに従わなかった場合は、法第16条から18条まで、第20条から27条まで又は第30条第2項の規定違反と判断され得る。違反と判断された際、実際、「勧告」を行うこととなるのは、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるとき

である。一方、本ガイドライン中、「望ましい」と記載されている規定については、それに従わなかった場合でも、法第16条から18条まで、第20条から27条まで又は第30条第2項の規定違反と判断されることはないが、個人情報保護の推進の観点から個人情報取扱事業者においては、できるだけ取り組むことが望まれる。

「命令」は、単に「勧告」に従わないことをもって発することはなく、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときに限られる。なお、「勧告」に従わなかったか否かを明確にするため、経済産業大臣は、「勧告」に係る措置を講ずべき期間を設定して「勧告」を行うこととする。

「緊急命令」は、個人情報取扱事業者が法第16条、第17条、第20条から22条まで又は第23条第1項の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときに、「勧告」を前置せずに行う。

なお、「命令」及び「緊急命令」に従わなかったか否かを明確にするため、経済産業大臣は、「命令」及び「緊急命令」に係る措置を講ずべき期間を設定して「命令」及び「緊急命令」を行い、当該期間中に措置が講じられない場合は、「罰則（第56条、第58条）」を適用される。

## ・ガイドラインの見直し

個人情報の保護についての考え方は、社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩等に応じて変わり得るものであり、本ガイドラインは、法の施行後の状況等諸環境の変化を踏まえて毎年見直しを行うよう努めるものとする。

## ・個人情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項・規格

個人情報取扱事業者は、その事業規模及び活動に応じて、個人情報の保護のためのコンプライアンス・プログラムを策定し、実施し、維持し及び改善を行うことが望ましい。

なお、その体制の整備にあたっては、日本工業規格 JISQ15001「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」(当ガイドラインに基づいて改訂される予定)等を、個人データの安全管理措置の実施にあたっては、日本工業規格 JISX5070「セキュリティ技術 - 情報技術セキュリティの評価基準」及び日本工業規格 JISX5080「情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」等を参考にすることができる。

また、個人情報取扱事業者は、以下の事項を参考として「個人情報保護に関する考

え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、ホームページへの掲載等により公表することが望ましい。

事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取扱いに関すること

- . 取得する個人情報の利用目的（法第18条関係）
- . <本人の同意なく第三者提供する場合>（法第23条第2項及び第3項関係）
  - ・ 利用目的に第三者提供が含まれていること
  - ・ 第三者に提供される個人データの項目
  - ・ 第三者への提供の手段又は方法
  - ・ 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること
- . <共同利用する場合>（法第23条第4項及び第5項）
  - ・ 特定の者との間で共同利用すること
  - ・ 共同して利用される個人データの項目
  - ・ 共同利用者の範囲
  - ・ 共同して利用する者の利用目的
  - ・ 共同して利用する者のうち、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称
- . 以下の保有個人データに関すること（法第24条関係）
  - ・ 自己の氏名又は名称
  - ・ すべての保有個人データの利用目的
  - ・ 「開示等の求め」に応じる手続
  - ・ 保有個人データの利用目的の通知及び開示に係る手数料の額（定めた場合に限り）
  - ・ 苦情の申出先（認定個人情報保護団体の対象事業者である場合には当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情解決の申出先も含む。）
- . 開示等の求めに応じる手続に関すること（法第29条関係）
  - ・ 申請書の様式（定めた場合に限り）
  - ・ 受け付ける方法（定めた場合に限り）
  - ・ 保有個人データの特定に資する情報の提供
- . 問い合わせ及び苦情の受付窓口に関すること（法第23条第5項、第24条第1項、第29条第1項及び第31条関係）

個人情報の保護に関する法律を遵守すること

個人情報の安全管理措置に関すること

コンプライアンス・プログラムの継続的改善に関すること

「認定個人情報保護団体の対象事業者」とは、認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者（傘下企業）又は団体が苦情処理等の業務を行うことについて

て当該団体と契約関係等にある事業者等